

令和2年2月29日

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和2年3月31日をもって第一種金融商品取引業および投資助言・代理業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し、顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

広島市中区立町1番20号
ウツミ屋証券株式会社
代表取締役 打海英敏